

Ⅱ 農林水産・商工労働関係

3 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省)

【理由】

中国地域の景気は、緩やかに回復しているとの判断もあるが、依然、先行きは不透明である。

また、雇用情勢は、一部製造業などで新規求人の動きがみられるが、有効求人倍率が低水準で推移するなど厳しい状況が続いている。

このため、経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となった取組みが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 切れ目のない経済・雇用対策の実施

早期に安定した経済回復軌道に乗るため、時期を失しない継続した経済・雇用対策を行うこと。

2 地域経済の活性化と雇用回復につながる成長分野の推進

「新成長戦略」の中に位置付けられている「環境・エネルギー」及び「健康」「アジア経済戦略」「科学・技術・情報通信」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用回復につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ること。

3 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

とりわけ、経済危機対策の一環で創設された基金事業及び交付金については、国の強い関与の下、市町村等に直接補助等を行う事業が多く創設されており、実施に当たり混乱が生じていることから、地方がそれぞれの実情に即して弾力的に運用できるよう、権限及び財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うこと。

また、雇用能力開発機構の廃止により、地域の雇用対策に影響が及ぶことのないよう配慮すること。

4 若年労働者雇用対策の拡充

依然として厳しい雇用情勢の中、新規学卒者が就職未決定のまま卒業することが

ないよう、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者が、正社員として就職するための支援を一層強化するとともに、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

5 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護事業分野及び農林水産業分野は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であり、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

- (1) 介護事業分野においては、職員の能力や経験に応じた介護報酬の設定など安定的に質の高い人材を確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。
- (2) 農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

6 高年齢者、障害者及びニートの就労対策の拡充・強化

依然として厳しい雇用情勢の中、高年齢者、障害者、さらにはニートの雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。

4 地域農林水産業の振興

(総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省)

【理由】

農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、燃油・飼料・生産資材価格の上昇、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

一方で、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益性や多面的機能に対する住民の期待が高まっている。

これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

また、国においては、農業の戸別所得補償制度を本格実施するとしているが、モデル事業等で明らかになる課題への対応も必要となっている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地方の実情に配慮した戸別所得補償制度の設計

- (1) 米、麦、大豆を対象とした農業の戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、中山間地域等の生産条件不利地域においても、十分な所得が補償されるよう、地域特性を考慮した単価設定とすること。
- (2) 地域農業の発展を図るため、集落営農法人など持続可能な経営体の育成を促進する加算措置を行うこと。
- (3) 野菜・果樹など、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産を推進できる制度とするとともに、十分な財源措置を講じること。
- (4) 漁業等の農業以外の分野についても、戸別所得補償制度を導入する場合には、早期に制度概要案を示すとともに、地方の意見や実情を反映させること。

2 中山間地域等における水田農業の持続的発展

- (1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が衰退することがないように、戸別所得補償制度における配慮と併せ、農地の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、さらには農村の振興を推進するための措置を講じること。
- (2) 「農地・水・環境保全向上対策」の定着に向けて、地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

3 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

4 農業農村整備事業の推進

- (1) 平成22年度の国の農業農村整備関係予算については、大幅に削減されているが、食料自給率向上の観点から、農業生産基盤整備事業の計画的な推進について格段の措置を講じること。
- (2) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農村地域の生活基盤整備事業の推進に格段の配慮をすること。
- (3) 中山間地域等における高付加価値型農業等の展開及び生産活動の維持継続を図るため、地域の実情に応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進すること。
- (4) 近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。

5 新たな担い手の確保・育成

- (1) 新規就農者に対する就農開始に当たっての施設整備等への支援のほか、当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。

6 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやDDGS（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じること。
- (2) 自給飼料生産の拡大を図るため、耕畜連携粗飼料増産対策等の各種支援措置の継続・充実を図ること。

7 WTO交渉及び経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉

- (1) 今後のWTO交渉においては、「農業の多面的機能の発揮」「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。
- (2) 重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。
- (3) 今後の経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉においても、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

8 国による関与・義務付けの廃止・縮小

- (1) 地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、例えば、農地の管理・利活用は地方が主体となっていくよう「2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用における大臣協議の廃止」「4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の都道府県への移譲」をするなど、国の関与を廃止し、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。
- (2) 国が直接実施したり団体等に直接交付するなど、地方分権の趣旨に沿わない事業を創設しないこと。

9 森林整備と木材利用を両立させる対策の充実

- (1) 環境税の創設等、森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度の創設を図ること。
- (2) 土地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進を図ること。
- (3) バイオマス利用など需要の多様化と製造業などの安定供給の要請に応えるため、木材の生産・流通・利用対策を拡充すること。

10 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。
- (2) 森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の借入を抑制する支援制度（定額補助制度）を継続すること。

11 松くい虫防除事業の推進

松くい虫被害対策については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

12 ポジティブリスト制度の見直し等

- (1) 残留農薬のポジティブリスト制度において定めた一律基準について、農薬ごとに評価を行い、適正な基準値を設定すること。
- (2) シジミへの残留農薬が一律基準を超過したことにより、出荷の自主規制等の問題が生じていることから、魚介類における基準値設定を早急に行うこと。
- (3) 漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により生じた漁業被害に対し、損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

13 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油価格や生産資材の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安

定を図るため、中山間地域特有の小規模産地でも対応可能な制度となるよう原油価格高騰対策や省エネ対策に係る交付金事業等の要件を緩和すること。

(3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

14 水産資源の管理・回復

(1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組みに対する支援を強化すること。

(2) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

5 食の安全・安心対策の推進

(内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省)

【理由】

食品表示に関係する法令には、JAS法、食品衛生法、景品表示法等多岐にわたり、行政としての整合性が十分に図られていない。

輸入食品の安全確保については、通関時の検疫が最も効果的であるが、国で行っている検査は輸入届出件数の約11%にとどまっていることから、引き続き検疫所における監視体制の充実を図る必要がある。

現在、国が示している残留農薬等の検査方法は、高額な分析機器の整備、高度な検査技術等を要するため、迅速かつ簡便な検査方法の早急な確立が課題となっている。また、加工食品中の残留農薬の違反判定手法等が明確でなく、消費者ニーズに十分応えられていない。さらに、残留農薬等について正しい理解が進み不安が払拭されるよう、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

牛海綿状脳症（BSE）対策の推進について、国は食品安全委員会の21ヶ月齢以上の牛を検査対象とする答申を受け、全頭検査を緩和したが、消費者の不安感を解消するため、科学的知見に基づいた説得力のある説明を積極的に行う必要がある。

また、現在、米国産牛肉の輸入が再開されているが、貿易条件を遵守していることを証する衛生証明書がない牛肉やソーセージが確認されるなど、消費者の信頼を大きく損ねていることから、輸入時の検査体制の強化などが必要である。

さらに、現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが、消費者の安心を得るためには、十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図るとともに、外食等で提供されている全ての牛肉についても、消費者が国産・外国産（原産国）を選択できる仕組みが必要である。

一方、国内の死亡牛BSE検査については、現在24ヶ月齢以上である検査対象月齢の見直しが検討されているが、科学的に説得力のある見直しを行うとともに、見直しに伴う農家負担が生じないよう措置を講じる必要がある。

高病原性鳥インフルエンザ対策の推進について、このように極めて伝播力が強く、迅速な対応が要求される家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病のまん延防止はもちろんのこと、国民の健康を守り、食の安全・安心に対する不安を払拭するための措置を講じることが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 食品安全行政の推進

(1) 複数の法で異なる表示項目等の整合性の確保について

食品表示に関係する法令はJAS法、食品衛生法、景品表示法及び不正競争防止法等と多岐にわたり、表示の要否や必要な表示項目、表示方法について、表示を見る消費者と表示を行う事業者の双方にわかりにくいことから、早急に関係法令の表

示項目等の整合性の確保を図ること。

(2) 監視体制の整備について

消費者にわかりやすく信頼される表示制度を実現し、生産から流通販売まで一貫した不正を見逃さない監視体制を整備すること。なお、トレーサビリティシステムの導入に当たっては、地方公共団体や生産者、流通販売関係者などに過度の負担が生じないよう国の責任において構築すること。

(3) 輸入食品の安全確保について

検疫所における検査体制をさらに充実強化し、輸入食品の一層の安全確保に努めること。

(4) 食品中の残留農薬等に関する検査法の開発等について

いわゆるポジティブリスト制度に対応した、多種類の農薬・動物用医薬品を迅速かつ簡便に検査する方法を確立するとともに、加工食品中の残留農薬等の違反判定について、検出値、原材料配合割合等から迅速で適確な違反判定ができる手法等を示すこと。

食品衛生法に規定する「違反した者の名称等の公表」について、違反の疑いがある場合又は違反判定まで時間を要する場合の具体的対応策をガイドラインとして示すこと。

(5) 残留農薬等に関するリスクコミュニケーションの推進

残留農薬等に係る規制について、消費者の理解を深め不安を払拭するため、国においてリスクコミュニケーションをさらに推進すること。

2 牛海綿状脳症（BSE）対策の推進

(1) 牛肉の安全性の確保体制に関するリスクコミュニケーションの推進について

BSE検査を含むBSE対策について、消費者の理解を深め不安を払拭するため、国においてリスクコミュニケーションをさらに推進すること。

(2) 死亡牛検査について

死亡牛の検査対象月齢の見直しにより、BSE検査経費や検査後の処理に係る経費について、地域の実態を十分踏まえ、これらの経費が新たな農家負担につながらないように財源確保を図ること。

(3) 米国牛肉の月齢緩和問題について

現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが、消費者の安心を得るため、十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図ること。

(4) 安心の確保対策について

国内のBSE対策の見直し及び外国（アメリカ、カナダ）からの牛肉の輸入条件の見直しに際しては、国民の安心を確保する観点から、十分な情報提供及びリスクコミュニケーションを実施すること。

3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

(1) まん延防止対策について

社会的・経済的に重大な影響をもたらす疾病であり、引き続き発生防止対策等に

必要な予算確保に努めること。

経済被害を最小限に食い止めるための早期診断体制を確立すること。

(2) 風評被害の防止について

風評被害防止のため、科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報を迅速に提供するなどの所要の対策を講じること。